

太宰府市屋外広告物等に関する条例 許可申請手数料一覧表

区分	種別	単位	金額
はり紙の類	—	1 枚	5 円
はり札等の類	—	1 枚	10 円
広告幕又は広告旗	—	1 枚	400 円
立看板等	—	1 個	200 円
アドバルーン	—	1 個	1,000 円
電柱、街灯柱又は標識の類を利用する屋外広告物	—	1 個	200 円
広告塔、広告板その他の屋外広告物。 ただし、照明を伴うものについては、右記手数料額に 10 割を加算するものとする。	1 ㎡未満	1 個	200 円
	1 ㎡以上 2 ㎡未満	1 個	400 円
	2 ㎡以上 5 ㎡未満	1 個	800 円
	5 ㎡以上 10 ㎡未満	1 個	1,600 円
	10 ㎡以上 20 ㎡未満	1 個	3,200 円
	20 ㎡以上 30 ㎡未満	1 個	5,000 円
	30 ㎡以上 50 ㎡以下	1 個	8,000 円
	50 ㎡超	1 個	8,000 円に 50 平方メートルを超える面積（1 ㎡未満の端数を生じる場合は、1 ㎡に切り上げた面積）について 1 ㎡につき 200 円を合算した金額。ただし、その額が 50,000 円を超えるときは 50,000 円とする。